

別記様式

被処分者	認定番号	静岡県公安委員会 第 490776 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	山崎 康男 (絆代行)
	主たる営業所が所在する市区町	静岡県袋井市
処分年月日	令和 8 年 6 月 3 日	
処分内容	指示処分	
処分理由	法に規定された変更の届出について、定められた期間内に提出しなかったため。	
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 5 条第 1 項 6 号</li> <li>・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 3 条第 1 項、第 2 条</li> <li>・国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第 8 条</li> </ul>	
処分を行った公安委員会	静岡県公安委員会	